



2024年5月24日

各 位

会 社 名 新晃工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 末 永 聡
(コード番号：6458 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長
管理本部長 青 田 徳 治
(TEL. 06-6367-1811)

取締役および一部執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導入のお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く）および一部執行役員（国内非居住者を除く。）（以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2024年6月24日開催予定の第75回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、当社の取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、株式交付信託の仕組みを採用します。本制度は、予め中期経営計画に定める、取締役等が担当するセグメント別の業績目標の達成により当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、取締役等に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- (4) 当社は、本制度実施のため設定した株式交付信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、担当するセグメント別の業績目標達成に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度です。

※ 信託期間の満了時において下記(4)第二段落による信託期間の延長が行われた場合、以降の3事業年度を対象とします。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)に定める本信託の継続を行う場合には、本株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会の決議により、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

受益者要件を充足した取締役等は、原則退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を、本信託から受けるものとします。

なお、受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、取締役等であること
(制度開始日以降に、新たに取締役等になった者を含みます。)
- ② 監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役ならびに執行役員を退任していること（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 信託期間中に取締役が死亡した場合には、その時点のポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(4) 信託期間

2024年8月（予定）から2027年8月（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長いたします。

ただし、かかる追加信託を行う場合において、延長前の信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加信託される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式報酬規程の定めに応じて付与されるポイントの数により定まります。

1ポイントは当社普通株式1株とし、当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限金額および交付等が行われる当社株式等の数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、以下の上限に服するものとします。

① 信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額

合計 648 百万円（3事業年度）

※ 信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

② 信託期間内に取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

合計 108,000 株（3事業年度）

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社からの取得を予定しています。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を充足した取締役等は、原則退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定の割合に相当する数の当社株式の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けることができます。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、付与されるポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

以 上

【ご参考】

●信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2024年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2024年8月 ～ 2027年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2024年9月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 648百万円（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |